

施設入所時（ショートステイも含む）の食費・居住費の負担軽減制度（特定入所者介護サービス費）

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設）及び短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用する方の食費・居住費（滞在費）は、自己負担となっています。ただし、低所得者については、西之表市が発行する「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示すると、食費・居住費（滞在費）が下表のとおり減額されます。

（注1）平成27年8月1日の申請分から支給要件が変わります。

食費・居住費の負担限度額（日額）

利用者負担段階	対象者	食費	居住費			
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	490円 (420円)	320円	820円	490円
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない方	650円	1,310円 (820円)	320円	1,310円	1,310円
第4段階	・市町村民税課税世帯の方	費用額は施設と利用者との契約により異なります。				

※従来型個室の（ ）内は、介護老人福祉施設・短期入所生活介護の場合の負担限度額です。

（注1）平成27年8月から、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件が変わります。

平成27年8月から、市町村民税非課税世帯であっても（1）または（2）のいずれかに該当する場合は、負担軽減の対象外となります。

（1）配偶者が市町村民税を課税されている場合（世帯分離している配偶者も含む）

（2）申請者及び配偶者が所有する預貯金等が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

～申請に必要なもの～

- ・印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・負担限度額認定申請書
- ・同意書（預貯金等の額を適切に把握するため、必要に応じて銀行等に照会を行う場合があります）
- ・預貯金等の資産の額が分かる書類（配偶者分も含む）・・・預貯金等の範囲

※通帳の写しについては、銀行名・支店名・口座番号・名義の確認できる部分と申請日から1年分の出し入れが分かる部分が必要です。

※生活保護受給者については、預金等の写しは不要です。

申請書に関する留意事項

- ・押印はシャチハタ不可。
- ・生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者については、「収入等に関する申告」欄の「3 その他」に○を付し、（ ）内にその旨記入してください。

・保有するすべての預貯金等の写し（配偶者分も含む。）を添付してください。

※銀行名・支店名・口座番号・名義及び1年間分の写しが必要です。

※生活保護受給者及び境界層措置者の方については、預貯金等の写しの提出は不要です。

預貯金等の範囲

平成27年8月から、介護保険負担限度額認定の対象者判定に、資産要件（預貯金等の勘案）が追加されました。

預貯金等の範囲については、次のとおりです。

（注）負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。

（借用証書などで確認）

また、**価格評価は申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。**

種類	対象か否か	確認方法
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—